

「令和9年度（2027年度）熊本県立高等学校入学生の学習者用端末販売に係る業務協定締結事業者公募」に係る質問について、事業者からの質問及び県の回答を掲載します。

該当箇所

実施要領

7 事業者の選定方法

- 県と協定を締結する事業者は、参加事業者の提案内容を審査する「審査会」において、最も優れた提案をした事業者を「協定締結事業者」として選定する。

①審査会の開催日等（予定）

- ・ 日時：令和8年（2026年）7月23日（木）
- ・ 場所：熊本県庁内の会議室

※詳細は参加事業者へ別途通知する。

②審査会の実施方法

- ・ 後述する「企画提案書」の内容について、参加事業者は対面でプレゼンテーションを行う（ウェブ会議によるプレゼンテーション実施は不可）。
- ・ プレゼンテーションに当たっては、県が大型モニター及びHDMIケーブルを準備するため、参加事業者は当該モニターへ企画提案書のデータを投影するためのパソコンを持参し、プレゼンテーションで使用する。

※紙媒体の企画提案書は使用不可とする。審査員は、事前に県へ提出した企画提案書のデータを各審査員のパソコン及び当該モニターで閲覧しながらプレゼンテーションの審査を行う。

- ・ プレゼンテーションの時間は20分とする。また、プレゼンテーションの後、審査員からの質疑応答の時間を15分程度予定している。
- ・ 審査会への参加人数は4名までとする。

質問内容

- 提案端末の実機を持ち込み、プレゼンテーション内でデモンストレーションを行うことは可能でしょうか。

↓

県の回答

- 可能です。
- ただし、事前提出する企画提案書に、「審査会で実機を持ち込み、デモンストレーションを行う」旨を記載してください。

該当箇所 【別紙1】業務協定仕様書

6 端末の販売台数及び販売価格

- (1) 販売台数
9,000 台 (※)
※令和8年度(2026年度)合格者数等をもとに想定した台数であり、入学者(購入者)数の減少等により販売台数が減少した場合、減少した台数分の費用を県は負担しない。
- (2) 販売価格
令和8年度(2026年度)県立高等学校入学生向けの販売価格(※)を参考にした上で、事業者において販売価格を設定すること。県の補助金額については、公募時点の予定金額(15,000 円)で算定すること。
※49,900 円(消費税及び地方消費税を含む、県補助金 15,000 円控除後)
なお、販売価格は、端末本体だけでなく、付帯する保証やキittingなど、生徒への端末販売に必要な全ての費用を含めて設定すること。
また、販売台数が減少した場合においても、販売価格に変更不可とする。
- (3) その他
保護者等がECサイトで端末を購入する際、オプションで1年の延長保証(計4年間)(※)を保護者等の費用負担により選択できるようにすること。
※定時制及び通信制の4年課程で使用することを想定。

質問内容

- 想定台数(9,000 台)を超過した場合であっても、令和9年(2027年)4月19日までの注文分については、超過分を含め同年4月30日までに納品することが求められ、台数の超過が納期遅延の正当な事由とはならないとの認識で相違ないでしょうか。



県の回答

- 相違ありません。
- 想定台数(9,000 台)は、令和8年度の状況等により算出した台数であり、大幅に超過することはないものと見込んでいます。
- ただし、超過台数が膨大であり、端末のメーカー側の都合により納品が間に合わない場合には、県及び事業者で協議した上で、対応方法を決定します。

該当箇所 【別紙2】 ECサイト運用仕様書

5 コールセンター

- ① 生徒や保護者、学校からの問合せに対応できる専用のコールセンター（問合せ窓口）を設置すること。
- ② コールセンターは、電話（フリーダイヤル）・電子メール・ウェブフォームによる問合せに対応し、土日祝日も開設すること。また、対応時間帯は原則として次のとおりとする。
ア 電話：午前9時～午後10時まで
イ 電子メール及びウェブフォーム：終日
- ③ 問合せの日時・内容・結果を記録し、県へ報告すること。
- ④ 問合せ対応にあたっては、迅速かつ丁寧に対応するとともに、回答の質に差異が生じないように留意すること。

質問内容

●転編入等に伴うECサイトの随時開設及び販売要件に関連し、保護者等からの問い合わせ対応（臨時開設時のサポートや期間外購入の相談受付等）を行うコールセンターについても、業務協定期間（協定締結日から令和10年（2028年）3月31日まで）を通じて常時開設の上、対応可能な人員・体制を維持する必要があるとの認識で相違ないでしょうか。



県の回答

●相違ありません。
●なお、保護者等からの問合せについては、ECサイト開設直後や入学式前後など、問合せの集中が想定される時期がありますので、具体的な人員や体制は、県及び事業者で随時協議しながら対応していただくこととなります。

該当箇所 【別紙3】 学習者用端末仕様書

2 端末本体の仕様

項目	仕様（スペック）
CPU	Intel プロセッサ N150 と同等以上
ストレージ	64GB 以上
メモリ	8GB 以上
画面	11～14 インチ
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上 Bluetooth5.3 以上
周辺機器	ハードウェアキーボード（日本語配列）
カメラ機能	インカメラ（レンズ面を物理的に遮蔽する機能あり）及びアウトカメラ
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子：1口以上
外部接続端子	USB Type-C：USB3.2 以上、Power Delivery 対応、2口以上
	USB Type-A：USB3.2 以上、1口以上
	HDMI：1口以上
バッテリー	10 時間以上（交換可能）

質問内容

- 当該ベンチマーク基準を下回るプロセッサ「MediaTek Kompanio 520」を搭載した端末については、本仕様を満たさないとの認識でよろしいでしょうか。

県の回答

- 御認識のとおりです。

質問内容

- バッテリー交換作業の特性上、発火や破損などの安全上のリスクを伴うため、本要件における「交換可能」とは、学校現場や保護者による自己交換ではなく、協定締結事業者またはメーカーの専門技術者による交換が可能であることを指しているものと理解しております。
- 参考機種として記載されている「ASUS CR1104FTA-NS0057」をはじめ、近年のコンバーチブル型端末の多くが内蔵型バッテリー構造を採用していることも踏まえ、上記の認識で相違ないか、念のためご確認をお願いいたします。

県の回答

- 相違ありません。

該当箇所【別紙4】端末保証仕様書

2 受付体制

- ① 故障時の修理や交換に受付について、事業者が専用のオンラインフォーム等を準備し、別紙3（学習者用端末仕様書）の3②で定める初期不良時の窓口から申請できるようワンストップで受付を行うこと。
- ② 故障時の保護者等や学校からの問合せについて、電話（フリーダイヤル）、電子メール、ウェブフォームにより受付をすること。なお、受付時間は次に掲げるとおりとする。
 - ア 電話：平日8時間程度（例：午前9時～午後5時30分）
 - イ 電子メール及びウェブフォーム：24時間対応（土日祝日を含む）

3 故障時の対応方法

- ① 故障の申告があった場合、受付後3営業日以内を目安として、初期設定を完了した代替機器を提供すること。
- ② ①の代替機器は、当該端末を使用する生徒が継続して使用するため、故障機器の修理が完了した場合も、提供した代替機器との交換は行わないこと。
- ③ ①及び②において、故障した機器と同一の製品を提供できない場合、リファーマビッシュ品や後継品を提供すること。また、故障の申告をした保護者等から希望がある場合、故障端末を修理して返却するなど、柔軟な対応を行うこと。

質問内容

●本要件は、業務協定期間（協定締結日から令和10年（2028年）3月31日まで）の終了後であっても、対象端末の保証期間（3年間または4年間）が満了するまでは、同様の受付体制を常時維持・開設しておくことが事業者の義務となるとの認識で相違ないでしょうか。

県の回答

●御認識のとおりです。
※端末に付帯する端末保証は、事業者と購入者（生徒・保護者）との売買契約に基づき付帯されるものですので、協定期間満了後も、保証は継続します。

質問内容

●本要件における「提供」とは、故障受付日を起算日として、3営業日以内を目安として申請者様のお手元に代替機器が「到着」している状態を指しているとの認識でよろしいでしょうか。

県の回答

●御認識のとおりです。

該当箇所【別紙4】 端末保証仕様書

- 3 故障時の対応方法
- ① 故障の申告があった場合、受付後3営業日以内を目安として、初期設定を完了した代替機器を提供すること。
 - ② ①の代替機器は、当該端末を使用する生徒が継続して使用するため、故障機器の修理が完了した場合も、提供した代替機器との交換は行わないこと。
 - ③ ①及び②において、故障した機器と同一の製品を提供できない場合、リファビッシュ品や後継品を提供すること。また、故障の申告をした保護者等から希望がある場合、故障端末を修理して返却するなど、柔軟な対応を行うこと。

該当箇所【別紙3】 学習者用端末仕様書

2 端末本体の仕様	
その他	端末を適切に運用するための次の機能 ・ 端末の稼働状況を把握できる機能 ・ 適切なセキュリティ対策機能（マルウェアから端末を保護する機能、ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能）
	高等学校在学中に端末を学習用コンピュータとして適切に運用するために最低限必要な設定をネットワークを介して行う端末管理ライセンス (Google GIGA License)

質問内容

- 故障発生時に提供される代替機器について、性能や耐久性をはじめとする学習環境に格差を生じさせない観点から、中古機器の提供は不可であり、「新品」または「メーカー認定リファビッシュ品」に限定されるとの認識でよろしいでしょうか。
- また、万が一、本業務協定における採用機器が終息となった場合においても、下位仕様の機器ではなく、同一メーカーの純正後継品にて代替機器をご提供するととの認識でよろしいでしょうか。

県の回答

- いずれも御認識のとおりです。

質問内容

- 別紙3「学習者用端末仕様書」において、端末管理ライセンスとして「Google GIGA License」（以下「GGL」という。）が指定されております。別紙4「3 故障時の対応方法」③に定めるとおり、故障した機器と同一の製品を提供できず、現行機種を終息により後継品（故障機器とは異なるモデル）にて代替機器を提供する場合、Google社のライセンスポリシー上、当初の故障機器に割り当てられていたライセンスを異なるモデルの端末へ移行することはできないものと承知しております。つきましては、当該後継品には新たにGGLを再調達する必要が生じますが、その手配及び費用についても、協定締結事業者の負担において対応すべきとの認識で相違ないでしょうか。